

○火災が発生した場合に、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等の指定について

平成11年 4月 1日

高広振組消防局告示第9号

改正 平成24年 3月30日高広振組消防局告示第2号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号。以下「条例」という。）第66条の規定に基づき、火災が発生した場合に、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道、共同溝その他これらに類する地下工作物（以下「洞道等」という。）を次のように指定する。

（平24高広振組消防告示2・一部改正）

- 1 条例第66条第1項に規定する火災が発生した場合に、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防局長が指定する洞道等は、次に掲げるものとする。
 - （1）洞道その他これらに類する地下の工作物でその長さ（洞道とその他これらに類する地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が20メートル以上のもの
 - （2）共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）並びに共同溝に接続する洞道及びその他これらに類する地下の工作物
 - （3）前2号以外で消防局長が特に必要と認める洞道等
- 2 条例第66条第2項に規定する重要な変更とは前項に規定する洞道等の経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去、通信ケーブル等の難燃措置の実施又はその変更その他安全管理対策等の大幅な変更等とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。